

坂出市ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年6月24日

要綱第12号

(目的)

第1条 この要領は、坂出市広告掲載要綱（平成20年坂出市要綱第11号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、坂出市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ホームページ

坂出市が管理する公式ホームページのことをいう。

(2) 市トップページ

市ホームページのトップで、URLが

「<http://www.city.sakaide.lg.jp/>」のページのことをいう。

(3) バナー広告

市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(4) テキスト広告

市ホームページ内に表示される文字情報で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、市トップページおよびその他の市ホームページで市が指定した位置とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに掲載できる広告の範囲は、広告の内容およびリンク先として指定するホームページの内容等が要綱第4条各号のいずれにも該当しないものとする。

(枠数および規格)

第5条 市トップページその他の市ホームページにおける広告枠数は別表に定める。ただし、市長

が認めるときは、掲載枠上限数を増やすことができる。

2 バナー広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横180ピクセル
- (2) 形式 G I F
- (3) 容量 10K B以下
- (4) 代替テキスト 30文字以内（企業・団体の正式名称は除く。）
- (5) その他 J I S規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したもの

3 テキスト広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 基本的構成 1段目は企業名・商品名・業種等としリンクを設定する。2段目は簡単な説明文等としリンクは設定しない。
- (2) 文字数等 1段目は全角13文字／行、2段目は全角14文字／行以内とし、1段目と2段目合計4行以内（半角カナ不可）
- (3) 文字色等 文字色、背景色等は、坂出市ホームページの定めたものとする。
- (4) その他 J I S規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したもの

4 広告の内容および表記などは、市ホームページの品位を損なわず、かつ、利用者に不快感を与えることがないものとする。

5 広告掲載希望者は、掲載する広告について、作成決定前に必ず市と協議するものとする。

6 第2項に掲げるもののほか、広告の規格およびデザイン等については、別に定める「坂出市ホームページ広告表現ガイドライン」に準拠しなければならない。

（広告の掲載期間）

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、原則として1日から末日までとする。

2 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込みおよび掲載を認めることができる。

3 広告掲載の開始日または終了日が坂出市の休日を定める条例（平成元年坂出市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもって広告掲載の開始日または終了日とする。

4 広告掲載期間内に、市の事情により市ホームページを一時閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じ掲載期間を延長する。

（広告の募集等）

第7条 広告の募集、受付および掲載に係る事務は、入札等により市と契約を締結した広告代理業を営む者（以下「広告取扱事業者」という。）が行うものとする。

(広告取扱事業者との契約)

第8条 広告取扱事業者が市に納付する広告掲載料の額は、市と広告取扱事業者で別途契約する額とする。

2 広告掲載料の納付時期は、市と広告取扱事業者で別途契約する納付時期とする。

3 既に納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告取扱事業者または広告主の責めに帰することができない事由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、坂出市広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、広告取扱事業者に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みを受けた広告取扱事業者は、申込み内容が要綱、この要領および坂出市ホームページ広告表現ガイドライン(平成20年坂出市要綱第13号)の規定に反していないことを確認のうえ、その旨を記載した確認書を前項の申込書等に添えて、市長が指定する期日までに市長へ提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、要綱第4条および第5条の規定に基づき速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、坂出市広告掲載決定通知書(様式第2号)によりその旨を広告取扱事業者を経由して通知するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者に対し、広告掲載決定通知を行う際に、仕様の変更を指示し、または必要な条件を付すことができる。

3 市長は、広告掲載希望者の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税および介護保険料の滞納が確認された場合は承認しない。

4 市長は、掲載の可否を決定しようとするときは、坂出市広告審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、広告内容等の軽易な変更については、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第11条 広告取扱事業者および広告主は、市ホームページに広告を掲載する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容またはリンク先ホームページの内容が、第4条および第5条に違反するおそれがあると判断する場合は、広告取扱事業者を経由して広告主へ内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告の内容またはリンク先ホームページの内容を変更する場合は、変更を希望する日の1週間前までに広告取扱事業者を経由して坂出市総務部秘書広報課へ連絡するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、広告の掲載決定後においても、要綱第9条に記載するもののほか、次の各号に該当する場合には手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前条に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(2) 広告の内容またはリンク先ホームページの内容が、第4条および第5条ならびに第11条に違反しているとき。

(3) 広告取扱事業者が広告原稿を市長が指定した期限までに提出しなかったとき。

(4) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告取扱事業者を経由して広告主へ坂出市広告掲載取消通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の理由により掲載を取り下げ場合は、広告掲載辞退届(様式第4号)を広告取扱事業者を経由して市長に提出しなければならない。

3 第1項で規定する理由により掲載を取り下げ場合は、要綱第10条の規定に基づき、納付済みの広告掲載料は還付しない。

付 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月11日要綱)

この要領は、平成21年3月11日から施行する。

付 則 (平成21年9月1日要綱第45号)

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

付 則 (平成22年1月28日要綱第4号)

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

付 則 (平成23年1月31日要綱第10号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年2月23日要綱第4号)

この要綱は、平成23年2月23日から施行する。

付 則（平成30年11月20日要綱第56号）

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

別表（第5条関係）

掲載場所	掲載枠上限数
市トップページ	8 枠

坂出市長 殿

坂出市広告掲載申込書

坂出市ホームページ広告掲載取扱要領第9条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、申込みにあたり、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税および介護保険料の納付状況について市が調査することならびにその結果に関する情報を市が広告取扱業者に提供することに対して同意します。

記

広 告 掲 載 希 望 者	所在地（住所）	〒 ー
	名称（氏名）	
	代表者職・氏名	印
	担当部署名 担当者氏名	
	連絡先	電話番号 FAX番号 メールアドレス
広告の掲載内容	（内容審査のため広告原稿・デザイン等の素案がある場合は別途添付してください。）	
広告掲載期間	年 月から 年 月まで	
遵守事項	<input type="radio"/> 関係法令、坂出市広告掲載要綱等を遵守します。	
備考		

年 月 日

様

坂出市長

坂出市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがあった坂出市広告掲載については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない（理由 _____）

2 掲載期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

3 備考

広告掲載所管課

課 名

連絡先

年 月 日

様

坂出市長

坂出市広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定した坂出市広告掲載については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 広告掲載媒体名

2 広告掲載取消しの理由

広告掲載所管課

課 名

連絡先

年 月 日

坂出市長 殿

住 所

（法人または団体にあつてはその所在地）

氏 名

㊦

（法人または団体にあつてはその名称および代表者氏名）

広 告 掲 載 辞 退 届

年 月 日付けで掲載申込みをした坂出市ホームページバナー広告について、下記の理由により掲載を辞退します。

記

理由：